

「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」の概要

I 背景

平成 30 年 5 月 16 日（水）から 5 月 18 日（金）にかけてアルゼンチン・ブエノスアイレスにて開催された第 41 回南極条約協議国会議において、南極特別保護地区の区域指定の変更及び南極特別保護地区内での活動条件等を定める管理計画の改正が行われた。

これを国内制度上担保するため、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成 9 年総理府令第 53 号。以下「施行規則」という。）の一部を改正するもの。

II 概要

1. 南極特別保護地区ごとに認められる活動要件(施行規則第 12 条(別表第 6)関係)

第 72 南極特別保護地区について、以下の通り認められる活動要件を追加する。

- ・当該地区内における航空機の直上飛行を制限する区域を設置